

# マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針の概要①

## 1. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策 (注) の意義

### マネロン・テロ資金供与・拡散金融の脅威

- 不正な資金の流れを放置すると、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、健全な経済活動に重大な悪影響を与えるおそれ。大量破壊兵器の拡散活動を助長することは、我が国や国際社会にとって大きな脅威。
- 経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を超える取引がより容易になっている。



### 対策の意義、必要性

- 不正な資金の移転は、脆弱な規制や不十分な対策の隙について行われることから、FATFの多国間枠組みを通じ、国際社会が協調し、対策の実効性を向上させる必要。
- 世界有数の金融セクターを有する我が国が対策を強化することは国際的にも意義は大きく、組織的な犯罪やテロリズム等の脅威に対し、金融面からの取組を強化することは重要。



我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化により、以下の3項目の実現に寄与。

- **国民の安全・安心の確保**
- **経済活動の健全な発展**
- **「開かれた国際金融センター」の実現**

(注) 拡散金融とは、「大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与」のことをいう。

## マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針の概要②

### 2. 策定の経緯・目的

経済・金融サービスのグローバル化などに加え、近年の国際情勢の不安定化により、不正な資金の流れも複雑化・多様化していく傾向はますます強まると想定される。このため、我が国としても、実効的な対策を講じていく必要性が一層高まっている。

- 昨年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査の結果を踏まえた対応が必要。（金融機関等の監督及び予防措置、法人等の悪用防止、マネロン・テロ資金供与の捜査・訴追などに優先的に取り組む必要があると指摘。）
- 2025年から開始予定の第5次相互審査にも対応する必要。



### 対策を推進するための体制強化

- 政府一体となって強力に対策に取り組むため、2021年8月に警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（「政策会議」）を設置。



我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていく。

## マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針の概要③

### 3. 我が国を取り巻くリスク → 特定したリスクに応じ、戦略・方針を策定

#### 我が国におけるリスク

#### 国際情勢をめぐるリスク、国際的な課題

我が国の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>北東アジアに位置する島国</li> <li>世界経済の中で重要な地位、世界有数の国際金融センター</li> </ul>	国際テロ、テロ資金供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際テロ組織によるソーシャルメディアや暗号資産等を利用した資金調達</li> <li>テロのリスクが低い国でも、テロ資金の収集・貯蔵に利用されるリスク</li> <li>合法的企業やNPOを悪用した資金調達</li> </ul>
マネロン事犯の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団、特殊詐欺犯行グループ、来日外国人犯罪グループ</li> </ul>	拡散金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮サイバー攻撃による暗号資産の違法取得</li> <li>「瀬取り」等による制裁回避</li> </ul>
高リスクな取引形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>非対面取引、現金取引、外国との取引</li> </ul>	経済制裁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗号資産を通じた制裁違反・回避</li> </ul>
高リスクな国・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>イラン、北朝鮮</li> </ul>	環境犯罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物の違法取引や悪質な廃棄物投棄等を前提犯罪とするマネロン</li> </ul>
高リスクな顧客属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>反社会的勢力（暴力団等）</li> <li>国際テロリスト</li> <li>非居住者</li> <li>外国の重要な公的地位を有する者</li> <li>実質的支配者が不透明な法人等</li> </ul>	G20/G7、FATFで取り上げられている課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな技術（暗号資産、ステーブルコイン）</li> <li>法人等を悪用したマネロン等</li> <li>財産回復のキャパシティ強化</li> </ul>
相対的に高リスクの商品・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金取扱金融機関が取り扱う商品等</li> <li>資金移動サービス</li> <li>暗号資産取引</li> </ul>		
その他の商品・サービス	保険、投資、信託、金銭貸付け、外貨両替、ファイナンス、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス、法律・会計関係サービス		

## マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針の概要④

### 4. 取り組むべき4つの柱

我が国を取り巻くリスクを低減し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を①～④の柱に基づき強化していく。

<b>① リスクベース・アプローチの徹底</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 変化するリスクを適時的確に分析・把握し、我が国のマネロン等対策や、マネロン等対策の義務を負っている金融機関、暗号資産交換業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等の取組を強化する。</li><li>● 拡散金融対策について、国連安保理決議等に基づく制裁措置の違反、不履行、潜脱のリスクを分析・把握し、そのリスク低減措置を講じるプロセスを確立する。</li></ul>
<b>② 新技術への速やかな対応</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 暗号資産等の新たな技術の普及に伴い、顕在化するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを的確に把握し対応する。</li><li>● デジタル・トランスフォーメーションの進展を捉え、当局や金融機関等による対策の実効性や効率性の向上を進める。</li></ul>
<b>③ 国際的な協調・連携の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国際機関や諸外国との連携強化、FATFの議論への積極的な参画等を通じ、グローバルなマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応を継続・強化していく。</li><li>● 我が国がマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の「抜け穴」となることのないよう、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、我が国において必要な対策を講じていく。</li></ul>
<b>④ 関係省庁間や官民の連携強化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「政策会議」を活用し、強力に対策を推進していく。</li><li>● 各業界団体との連携を強化するとともに、関係する事業者や国民に対するアウトリーチ・広報活動を積極的に実施していく。</li></ul>

# マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針の概要⑤

## 5. 具体的な対策

### (1) リスク分析の更なる深化

- 「政策会議」を通じた関係省庁間の連携を一層図り、民間事業者との意見交換や国内外の情報の収集・分析を通じ、マネロン等に係るリスクの分析を更に深める。
- 拡散金融のリスク評価を実施し、資産凍結措置の実効性向上を図る。

### (2) 金融機関等の監督の強化等

- 2024年3月末までに、金融機関等が適切な態勢を整備できるよう、リスクベースでの検査監督を強化するための態勢整備を行う。
- マネロン等対策が必要な業態への制度の導入や、暗号資産交換業者の送金時の通知義務の導入に向けた措置を講じる。

### (3) DNFBPs（特定非金融業者及び職業専門家）の監督の強化等

- すべてのDNFBPsを顧客管理義務の対象とするために必要な措置を検討・実施する。
- 事業者向けのガイドラインの整備を行い、リスクベースのモニタリングを行うための体制強化を図る。

### (4) 非営利団体の悪用防止

- 非営利団体（NPO）がテロ資金供与に悪用されないよう、リスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。
- 高リスク地域で活動するNPOに対し、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。

### (5) 法人及び信託の透明性向上

- 法人の実質的支配者情報の一元的な把握を可能とする枠組みに関する制度整備に向けた検討を進める。
- 民事信託、外国信託についての実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施する。

### (6) 法執行機関による取締り強化

- 暴力団が絡むマネロン等の取締りの徹底、外国との取引に着目したマネロン等対策を推進する。
- マネロン罪の法定刑引上げに関する必要な立案作業の推進。
- 犯罪収益のはく奪、財産回復の推進を図る。

### (7) 経済制裁の実施強化

- 24時間以内の制裁発動を含め、関係省庁連携の枠組みを強化し、テロや拡散金融に関わる者への資産凍結を的確に実施する。
- 安保理決議に基づく措置の執行強化や資産凍結措置の範囲の明確化、所要の法整備について検討・推進。
- 経済制裁の実効性向上に向けた所要の措置を検討・実施する。

### (8) 国内外の情勢変化を踏まえた政策の不断の見直し

- リスク評価の変化に応じた「基本方針」の改訂。
- 国際的な議論への対応を速やかに行う（実質的支配者情報の透明性向上、財産回復のキャパシティ向上、DXの活用）。